

令和2年2月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第1号

令和2年2月6日午前10時香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館21階特別会議室に招集する。

令和2年1月30日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

令和2年2月6日（木曜日） 午前10時00分開会

出席議員 24名

| | |
|----------|---------|
| 大山 一郎 君 | 中村 順一 君 |
| 石川 豊 君 | 黒島 啓 君 |
| 西川 昭吾 君 | 三野 康祐 君 |
| 広瀬 良隆 君 | 吉峰 幸夫 君 |
| 竹内 俊彦 君 | 神内 茂樹 君 |
| 佐藤 好邦 君 | 内田 俊英 君 |
| 横田 隼人 君 | 村井 孝彦 君 |
| 寿賀崎 久 君 | 橋本 守 君 |
| 詫間 政司 君 | 岡本 経治 君 |
| 中松 和彦 君 | 桑井 明人 君 |
| 藍川 佳津樹 君 | 山下 康二 君 |
| 隅岡 美子 君 | 松下 一美 君 |

欠席議員 3名

| | |
|---------|---------|
| 大賀 正三 君 | 高嶋 正朋 君 |
| 河野 雅廣 君 | |

出席関係者

| | |
|---------|---------|
| 企 業 長 | 浜 田 恵 造 |
| 副 企 業 長 | 大 西 秀 人 |
| 副 企 業 長 | 谷 川 俊 博 |
| 副 企 業 長 | 高 木 孝 征 |
| 代表監査委員 | 石 垣 佳 邦 |

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 議案第 1 号 令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案
- 第 4 議案第 2 号 令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案
- 第 5 議案第 3 号 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案
- 第 6 議案第 4 号 令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案
- 第 7 議案第 5 号 香川県広域水道企業団一般職の任期付職員を採用等に関する条例議案
- 第 8 議案第 6 号 香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例議案
- 第 9 議案第 7 号 香川県広域水道企業団監査委員の事務局職員の旅費等に関する条例議案
- 第 10 議案第 8 号 香川県広域水道企業団議会の事務局職員の旅費等に関する条例議案
- 第 11 議案第 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案
- 第 12 議案第 10 号 香川県広域水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 議案第 11 号 香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 議案第 12 号 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 議案第 13 号 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 議案第 14 号 香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 議案第 15 号 公平委員会の事務の委託について

○議長（大山一郎君）御起立願います。御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。開会に先立ちまして、企業長から、今期定例会招集の御挨拶があります。

浜田企業長。

（企業長浜田恵造君登壇）

○企業長（浜田恵造君）本日、令和2年2月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会の提出議案につきましては、予算議案4議案、予算外議案11議案でございます。内容につきましては、後ほど、高木副企業長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、企業団は事業を開始して2年が経過しようとしています。これまで、将来にわたり安全で安心な水道事業を運営していくため、事業の共同化・効率化や国の交付金を活用した施設整備の推進などに取り組んでまいりました。

また、高松、東讃、小豆、中讃、西讃のそれぞれの地域に設置するブロック統括センターについては、各ブロックにおいて、目前となった来年度のオープンに向けて、鋭意準備を進めているところであります。このうち、中讃ブロック統括センターについては、建設地から廃棄物が発見されたことから、設置場所をあらためて検討したいと考えております。

今議会に提出した来年度の当初予算案では、ブロック統括センターの機能が十分に発揮できるよう留意するとともに、広域水道施設整備事業や経年施設更新事業については、これまでの進捗状況を踏まえ、着実に推進してまいりたいと考えております。また、基幹管路の耐震化を引き続き進めるとともに、昨年発生した台風15号、19号による各地の被害の状況を踏まえ、非常用発電設備を整備するなど、防災・減災対策にも努めることとしております。

今後とも、持続可能な水道事業を構築するため、議員の皆様方におかれましては、当企業団の運営につきましてより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集の御挨拶とさせていただきます。

（降壇）

○議長（大山一郎君）ただいまから令和2年2月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配付のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

1、企業長から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 149 条の規定に基づく議案 15 件を受理いたしました。

1、監査委員から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条及び同法第 235 条の 2 の規定に基づく報告 4 件を受理いたしました。

以上

○議長(大山一郎君) 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長(大山一郎君) 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において指名いたします。佐藤好邦君、寿賀崎久君、岡本経治君の 3 名を指名いたします。

○議長(大山一郎君) 次に、日程第 2、「会期決定の件」を議題といたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大山一郎君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、日程第 3、議案第 1 号から日程第 17、議案第 15 号までを一括議題といたします。副企業長の提案理由の説明を求めます。

高木副企業長。

(副企業長高木孝征君登壇)

○副企業長(高木孝征君) 今定例会に提案いたしました議案は、予算議案 4 議案、予算外議案 11 議案の 15 議案であります。

お手元ご配付の「議案の概要」によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。まず、予算議案は、第 1 号議案から第 4 号議案までの 4 議案です。第 1 号は水道事業会計、第 2 号は工業用水道事業会計の令和元年度補正予算、第

3号、第4号は両会計の令和2年度当初予算議案です。

3ページをお開き願います。「令和元年度補正予算の概要及び令和2年度当初予算の概要」についてでございます。

まず、水道事業会計について、1の業務量につきましては、令和2年度の給水戸数、給水人口、給水量、有収水量、いずれもおおむね前年度と同程度であります。

また、有収率は90%程度で推移しております。なお、有収水量につきましては、※印のとおり、水道メーターの検針サイクル統一の影響を調整した数字をお示ししております。

4ページをお開き願います。2の予算見積、(1)概況についてであります。表の中段、収益的収支の収支差引は、税込みで、元年度2月補正後20億円余の黒字、2年度当初12億円余の黒字となっております。このうち、給水収益は、元年度、2年度とも218億円程度を見込んでおります。主な増減理由について5ページに記載しております。元年度2月補正後につきましては、下の二つ目の黒丸のとおり、特別利益に修繕引当金の戻し入れ9億円余を、営業外費用に納税消費税4億円余、特別損失に高松事務所旧庁舎の土地建物等の売却に伴う固定資産売却損2億円余を追加計上しております。

令和2年度当初につきましては、上の一番目の黒丸のとおり、元年度当初と比較しまして、給水収益について、消費税率の引き上げに伴う仮受消費税が2億円余増加する一方、減少要因としては、検針サイクル統一や人口減少等による水需要の減少があり、給水収益全体で69百万円減少する見込みとなっております。このほか、特別利益につきまして、修繕引当金の戻し入れが4億円余減少しております。また、支出においては、営業費用で、検針滞納整理等業務委託等の委託料が4億円余増加するほか、固定資産除却費で1億円余、ブロック統括センター準備経費で1億円余、それぞれ減少しております。このほか、営業外費用で納税消費税が5億円余の増加、特別損失で固定資産売却損が6億円余減少しております。

4ページに戻りまして、表の下段、資本的収支についてですが、支出のうち建設改良費は、元年度2月補正後が154億円余、2年度当初が163億円余でございます。これらの財源、収入につきましては、企業債が元年度2月補正後が31億円余、2年度当初が39億円余、また、国庫補助金は元年度2月補正後が17億円余、2年度当初では、13億円余を予定しております。なお、資本的収支の不足額は、表、最下段の収支差引のとおり、元年度2月補正後が123億円余、2年度当初が138億円余であり、いずれも損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

6 ページをお開き願います。(2)の財務について、「香川県水道広域化基本計画」における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を 3.5 倍以内、同じく内部留保資金の比率を 0.5 程度としておりますが、企業団全体での令和 2 年度末の見込みは、企業債残高の比率が 2.80 倍、内部留保資金の比率が 0.83 となっております。

次に、7 ページの 3 の主要施設整備事業、(1)概況についてであります。主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、元年度 2 月補正後が 138 億円余、2 年度当初が 147 億円余であり、2 年度の主な内容は下の表にブロック別に記載しておりますとおり、管路や浄水施設、配水コントロール設備の更新等を予定しております。

なお、これら事業の主要な財源である国庫補助金のうち、交付金（生活基盤施設耐震化等交付金）につきましては、国の採択率を、元年度当初予算の段階では 70%と見込んでおりましたが、現在の状況を踏まえて 100%と見込んで算定しております。

8 ページをお開き願います。(2)で、主な施行計画を記載してございます。まず、①の広域水道施設整備事業につきましては、小豆ブロックの肥土山浄水場更新工事、高松ブロックの東部浅野導水連絡管布設工事等、広域的な水融通を円滑に行うために必要な施設の整備を実施するものでございます。

また、9 ページ、中ほどからの、②の経年施設更新整備事業につきましては、更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮して実施するものでございまして、ここでは、13 ページにかけまして、5,000 万円以上の工事について記載いたしております。なお、○印を付したものは、耐震化に係る事業でございます。

次に、14 ページをお開き願います。4 の危機管理対策でございますが、各災害区分においてハード、ソフト両面で対策を進めてまいります。まず、「共通」対策として、ハード面で緊急時の水融通を行うための緊急導水管路の整備や東讃ブロックへの給水車の配備、ソフト面では、水質管理について、引き続き、危機管理面等を踏まえて効率的な水質検査体制の検討を進めるほか、応急給水に使用する資機材整備や訓練の実施、また、業務継続計画（BCP）の策定を行います。「渇水」対策として、ソフト面で、企業団の水源能力について、取水実績を踏まえ、各水源の取水能力を検討し、渇水時等における水源運用の基礎データを整理することとしております。「地震」対策として、ハード面で、基幹管路の耐震化等を実施いたします。「風水害」対策として、ハード面で、非常用発電設備の整備などを実施するとともに、ソフト面で、浸水想定区域内の水道施設の浸水・停電対策を検討いた

します。

15 ページをご覧ください。5 のその他でございます。(1) のブロック統括センター関係についてでございますが、まず、「地区別意見交換会等開催事業」につきましては、ブロック統括センターごとにユーザー等からの意見を聴くための意見交換会を開催いたします。

次に、東讚ブロック統括センター整備事業につきましては、昨年 10 月の企業団議会において、設置場所を旧津田幼稚園に変更するための予算措置を講じたところであり、令和 2 年度においても引き続き改修工事を行います。開所時期は 6 月中旬を予定しています。

次に、中讚ブロック統括センターにつきましては、昨年 9 月に建築工事に着工したところ、基礎工事中に廃棄物が発見されました。このため直ちに工事を休止し、県環境部局と協議しながら環境調査を実施してまいったところ、土壌調査及び地下水調査により砒素で基準値を超える値が検出されました。これにより多額の環境保全対策費を要することとなるため、当該地での建設を中止し、設置場所を変更することとし、所要の予算措置を講じようとするものであります。

予算の内容につきましては、今年度の補正として、建設工事費の今年度分について減額するとともに、新たに、工事請負契約約款に基づく契約解除に伴う出来高相当額の支払や、工事休止までの間に掘削した廃棄物を含む残土の処理費、また原状復旧費、計 1 億 5,000 万円を計上するものであります。

なお、新たな設置計画についてブロック内での検討を急ぎたいと存じます。当面は、現在の丸亀事務所を中讚ブロック統括センター本部として、その他の事務所を支所として、業務を行うこととしています。

そのほかのブロック統括センターの開所時期につきましては、小豆ブロック、高松ブロックは 4 月 1 日、西讚ブロックは 5 月の予定です。

次に、(2) 業務委託でございますが、令和 4 年度までを契約期間として、「検針・滞納整理等業務」、16 ページに移りまして、「浄水場運転管理業務」等について、いずれも、ブロック統括センターの開設に合わせて効率化や住民サービス、業務水準の向上等を図るため、民間委託を進めるものでございます。

(3) の香川用水関係でございますが、水資源機構が実施する香川用水高瀬支線水路等の老朽化・耐震化対策に係る費用負担を行うものでございます。

(4) の基本計画見直しでは、基本計画等調査として、現行の施設整備計画について、既設計画の見直し及び年次計画の作成、合せて、財政収支の見直しを進めるほか、五名ダム

再開発事業への対応や水質検査室の在り方について検討するものでございまして、来年度の秋の企業団議会でご説明すべく、作業を進めてまいります。

水道事業会計については、以上でございます。

次に、17 ページからは、工業用水道事業会計についてでございます。

1 の業務量につきましては、令和 2 年度の給水事業所数は、前年度と同じ 38 事業所。また、年間給水量は 2,131 万立方メートル余で前年度と同程度を見込んでおります。

18 ページをお開き願います。2 の予算見積、(1)概況についてであります。まず、表の中段、収益的収支の収支差引は、税込みで元年度 2 月補正後が 9,300 万円の黒字、2 年度当初が 5,000 万円の黒字となっております。このうち、給水収益は、元年度、2 年度とも 7 億 9,000 万円余を見込んでおります。次に、資本的収支の支出、建設改良費は、元年度 2 月補正後が 5 億 9,000 万円余、2 年度当初が 7 億 3,000 万円余でございます。なお、資本的収支の不足額は、表、最下段の収支差引のとおり、元年度 2 月補正後が 5 億円余、2 年度当初が 5 億 7,000 万円余であり、いずれも損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

20 ページをお開き願います。3 の主要施設整備事業、(1)概況についてでございます。主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、元年度 2 月補正後が 5 億 9 千万円余、2 年度当初が 7 億 3,000 万円であり、主な財源は企業債、自己財源を充てることとしております。

21 ページをご覧ください。(2)の主な施行計画でございますが、記載のとおり、中部浄水系番の州東線配水管更新工事、府中ダム機側操作盤等更新工事などを予定しております。

22 ページをお開き願います。4 のその他でございますが、(1)業務委託では、水道事業と合わせて、浄水場運転管理業務について民間委託を進めるものでございます。また、(2)香川用水関係では、水資源機構が実施する香川用水高瀬支線水路等の老朽化・耐震化対策に係る費用負担を水道事業と合わせて行うものでございます。

予算議案の概要につきましては以上でございます。次に、予算外議案についてご説明申し上げます。

23 ページをお開き願います。まず、第 5 号議案「香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案」でございます。企業団において、弁護士や公認会計士などの高度の専門知識、経験又は優れた識見を有する者や災害派遣要員などの任期付職員を採用する必要があるときに、円滑に採用することができるよう採用は選考により行うこ

とができることなどを定める条例を制定するものでございます。施行期日は、令和2年4月1日としています。

次の第6号議案の「香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例議案」は、地方公務員法において条例で定めるものとされている「退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置」を定めるため、条例を制定するものでございます。具体的には、24ページにかけて記載しておりますとおり管理又は監督の地位にある職員として企業団規則で定めるものについては、法律で離職前5年間とされている働きかけに関する規制に上乘せし、離職前5年より前の職務についても同様の規制をすることなどを定めるものです。施行期日は、令和2年4月1日としています。

次に、24ページの第7号議案「香川県広域水道企業団監査委員の事務局職員の旅費等に関する条例議案」及び第8号議案「香川県広域水道企業団議会の事務局職員の旅費等に関する条例議案」でございます。これは、企業団監査委員事務局職員及び議会事務局職員の旅費、給与その他の身分取扱いについては、企業団職員の例によるものとするものでございます。施行期日は、令和2年4月1日としています。

25ページをご覧ください。第9号議案の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に関する規定が整備されたことに伴い、企業団においても、令和2年4月以降、会計年度任用職員を採用するために、関係条例について所要の改正を行うものでございます。施行期日は、令和2年4月1日としています。

26ページをお開き願います。第10号議案の「香川県広域水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。地方自治法の一部改正に伴い、引用している同法の条項を改めるものでございます。施行期日は、令和2年4月1日としています。

次に第11号議案の「香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例議案」は、一般金融市場における金利の水準を勘案し、工業用水道事業に係る水道料金の未納に係る延滞金の利率を、年14.5%から民法に定める法定利率（年3%）に引き下げるものでございます。施行期日は、令和2年4月1日としています。

27ページをご覧ください。第12号議案の「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案」は、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことを考慮し、副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うものでございます。施行期日は、令和元年12月に支給する期末手当に係る改正は令和元年12月1

日から適用することとし、その他の改正は令和2年4月1日としています。

次に第13号議案の「香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案」は、人事院の勧告等に基づき改定した国や他の地方公共団体の職員の給与との均衡を考慮し、企業団職員の給与も同様の改定を行うものでございます。具体的には、管理又は監督の地位にある職員に対する配偶者、父母等に係る扶養手当を支給しないこととするものです。施行期日は、令和2年4月1日としています。

28ページをお開き願います。第14号議案の「香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。漁業法の一部改正に伴い、引用している同法の条項を改めるものでございます。施行期日は、規則で定める日としています。

次に第15号議案の「公平委員会の事務の委託について」は、職員の退職管理に関し、地方公務員法に定められた公平委員会の事務について、香川県に対し事務を委託するために規約を制定するものでございます。施行期日は、委託先である香川県の議決も必要であるため、県と企業団が告示した日から施行するものとしています。

以上、提案いたしました議案につきまして、その要旨をご説明いたしました。議員の皆様方におかれましては、ご審議のうえよろしくご議決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(降壇)

○議長（大山一郎君）以上で、提案理由の説明を終わります。

ただ今より、質疑及び一般事務に関する質問を行います。

通告のありました、寿賀崎久君の発言を許可いたします。

寿賀崎久君。

(寿賀崎久君登壇)

○寿賀崎久君 通告いたしておりました、中讃ブロック統括センター整備事業の建設中止についてお伺いします。

令和2年4月から、いよいよ、効率的な水融通や事業運営、お客様サービスの平準化のため、現在各市町に設置されている企業団事務所は、順次、県内5つのブロック統括センターに統合されます。

中讃ブロックにおきましては、令和2年7月末のブロック統括センター完成に向け、新

築工事を進めていたわけでありますが、1月15日の四国新聞での報道のとおり、建設地から基準を超えるヒ素が検出されました。

このことにより、多額の環境保全対策費を要することから、当該地での建設を中止し、設置場所を変更するというところで、今回の予算議案において、「現在の工事請負契約解除に伴う費用など」1億5千万円という多額の金額が計上されています。素朴な疑問として、もっと早い段階で、廃棄物の確認ができなかったのでしょうか。

近年、大規模な災害により、水道施設が被害を受けて供給できなくなる事例も多く、水道のライフラインとしての重要性が再認識されています。

この建設地については、善通寺市議会では当初から、「南海トラフ地震が発生した際、水道施設の復旧拠点として、その機能を生かせないのではないか。」という意見も多くあった背景もあり、この件については、その責任の所在も含め、今後の対応について明確な説明が必要であると考えますがいかがお考えでしょうか。

また、令和2年4月から順次、他のブロックは事務所を統合し業務を開始していく中で、中讃ブロックだけは建物完成の見通しが無い状態であり、他のブロックと同様のサービス提供ができるのか懸念されます。

その点についても、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

(降壇)

○議長（大山一郎君）理事者の答弁を求めます。

浜田企業長。

(企業長浜田恵造君登壇)

○企業長（浜田恵造君）寿賀崎議員の中讃ブロック統括センター建設についての御質問にお答えします。

中讃ブロック統括センターの建設場所につきましては、令和2年度からの業務開始に向け、ブロック内の各事務所が協議し、限られた期間で経済的に建設できる当該地に決定したもので、南海トラフ地震の発生時においても、水道復旧の拠点としての機能が発揮できるよう、建物の耐震性や地盤の液状化対策の検討を行い、予想される津波に対し地盤の嵩上げや非常用発電機を屋上に設置するなどの対応を計画しておりました。

企業団では、現地で基礎工事を着手した直後の昨年9月に地中から廃棄物が発見されたことから、直ちに工事を休止し、県環境部局とも協議しながら廃棄物等の調査や、その対

応について検討してまいりました。

その結果、環境基準値を超える砒素が土壌や地下水から検出され、このまま建設を続ける場合には、環境保全対策に多額の費用を要することから、やむなく設置場所を変更することとし、これに伴い必要となる費用について予算計上を行おうとするものであります。

議員御指摘の、「もっと早い段階で廃棄物の確認ができなかったのか」とのお尋ねにつきましては、当該地は丸亀競艇場の駐車場として利用されていた丸亀市有地の一部を企業団がセンター建設用地として購入したもので、また、土地購入時の鑑定評価では「対象地の地歴から判断して、土壌汚染のある用途で使用された可能性は認められなかった」との記載があることや、売り主である丸亀市からもそのような話がなかったことから、現地で発見するまでその存在がわからなかったものであり、御理解を賜りたいと存じます。

今後の新たな設置場所の検討に当たりましては、ブロック内の首長や企業団議会議員の皆様方の御意見も伺いながら、コスト面や危機管理面に留意し、既存の公共施設の有効利用も含め、早急に検討を進めるとともに、今回の設置場所変更に伴い要する費用の中讃ブロック内での負担方法や当該用地の今後の取扱いにつきましては、建設中止に至った経緯を踏まえた上で、丸亀市との、そしてブロック内での協議を進め、また、運営協議会や企業団議会の御意見を伺いながら、適切に対応してまいります。

また、今回の建設中止により、当面、中讃ブロック統括センターは現在の各事務所への分散配置となりますが、入札契約事務や検針業務などについては一箇所に集約して実施するなど、業務の効率化に努めるほか、水道料金の支払い方法の拡充や使用開始のインターネット受付の拡充など、お客さまサービス向上の取組みについては、中讃ブロックにおいても他のブロックと同様のサービスを提供することとしております。

今後、お客さま全世帯に配布する企業団広報誌やホームページ等を活用して、ブロック統括センターの設置状況やサービスの内容を丁寧に説明し、当面の分散配置がお客さまサービスに影響を及ぼさないように努めてまいります。

(降壇)

○議長（大山一郎君） 質疑及び一般事務に関する質問を続行いたします。

通告のありました、松下一美君の発言を許可いたします。

松下一美君。

(松下一美君登壇)

○松下一美君 通告に基づきまして、大規模災害における企業団事業計画についてお伺いし

ます。

近年、日本全国において台風や地震等による災害が相次いで発生しており、記憶の新しいところでは、西日本一帯を襲った「平成 30 年 7 月豪雨」、同年 9 月の「北海道胆振東部地震」、東北関東甲信越地方を襲った「令和元年台風 19 号」など、河川の決壊や土砂崩れ等によるライフラインの寸断や大規模停電の発生など、国民生活に甚大な影響を与える大きな被害が発生しております。

特に発災後の課題として、飲料水の確保と被災を受けた水道施設の復旧というものが、何れの災害のニュースに触れて入ってきている状態であります。

本県においても、今後 30 年以内にマグニチュード 8 から 9 クラスの南海トラフ地震が 70 ～80% と高い確率で発生することが予測されており、企業団においては、去る 1 月 17 日に地元小学生や神奈川県企業庁、県内水道業者等が参加した震災対策訓練を実施し、また同月 22 日には、県庁において、マグニチュード 8.4、最大震度 6 強を想定した災害対策本部の運営訓練が関係者と合同で実施されたと伺っております。

こうした自然災害を想定した訓練を積み重ねることは大切であります。あわせて、これまでの災害事例や予測を踏まえ、同様な事態が本県で発生した場合に、住民生活への影響を最低限とするための計画が重要と思われまます。

そこで、企業団における、給水車等による対策を含めて、大規模災害の事業継続計画の検討状況についてお伺いします。

(降壇)

○議長（大山一郎君）理事者の答弁を求めます。

浜田企業長。

(企業長浜田恵造君登壇)

○企業長（浜田恵造君）松下議員の、大規模災害時における事業継続計画についての、御質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、西日本豪雨等にみられますように、大規模な自然災害で水道施設が被災し、断水によって住民生活に大きな影響を与える事態が、近年頻発しております。

企業団では、こうした自然災害への対応力を高めるため、一昨年 4 月の業務開始にあわせて、危機管理に関する基本事項を定めた「危機管理指針」を策定し、これに基づいて、水道施設の計画的な耐震化や応急対策マニュアルの策定、震災対策訓練をはじめとした各種

訓練を実施しております。

事故や災害により断水が発生した場合には、その解消に向け迅速な復旧に努めるとともに、所有する 7 台の給水車等を活用して避難所や応急給水所等へ水を運ぶ体制を整えておりますが、新年度には、新たに、東讚ブロックに給水車 1 台を配備し、体制の強化を図ることとしております。

また、大規模断水時には、全国の水道事業者で構成される「公益社団法人 日本水道協会」を通じた水道事業者間の相互応援の枠組みが構築されておりますが、企業団では、広域被害を想定して、これに加え神奈川県企業庁との応援協定や、民間団体とも災害協定を締結するなど、災害時の協力体制の強化を図り、被災時の影響の軽減に努めております。

お尋ねの事業継続計画につきましては、新年度から現在 16 ある企業団事務所が 5 つのブロック統括センターに統合されることを念頭に、現在、ブロックごとに、センター移行後の統合メリットを最大限発揮できる危機管理体制等の検討や、各市町との相互連携・具体的な役割分担等について確認を進めているところであり、危機管理の専門家の意見もお伺いしながら、新年度の早い時期に、新たに事業継続計画を策定することとしております。

企業団では、今後とも水道施設の耐震化や非常用電源設備の設置などに積極的に取り組むとともに、県や市、町など関係機関と相互連携を図りながら、広域化による統合のメリットを最大限生かせるよう、ハード・ソフト両面で大規模災害への対応力の強化に努めてまいります。

(降壇)

○議長（大山一郎君）理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑及び一般事務に関する質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大山一郎君）これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたします。

○議長（大山一郎君）日程第 3、議案第 1 号から日程第 17、議案第 15 号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第 1 号及び第 2 号を一括して起立により採決いたします。

これらの2議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、議案第3号及び第4号を、一括して起立により採決いたします。

これらの2議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、議案第5号から第14号までの10議案を、一括して起立により採決いたします。これらの10議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よってこれらの10議案は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(大山一郎君) 次に、議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大山一郎君) 起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(大山一郎君) 以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます
御起立願います。御一礼願います。

(互礼)

○議長(大山一郎君) 御着席ください。これをもって、今期定例会を閉会いたします。

午前 10 時 38 分閉会

会議録署名議員

議 長 大 山 一 郎

議 員 佐 藤 好 邦

議 員 寿 賀 崎 久

議 員 岡 本 経 治